

## 公募型プロポーザル方式による宮崎市上下水道局料金センター業務委託実施要項

### (目的)

第1条 この要項は、宮崎市上下水道局料金センター業務（以下「本業務」という。）における事務の効率化と利用者サービス等の一層の向上を図るため、窓口受付・検針・収納等に関連する業務を行い得る能力を有する民間事業者の中から、本業務に対する意欲、資質及び技術能力等が優れた者を、公募型プロポーザル方式（以下「プロポーザル」という。）により選定するために必要な事項を定める。

### (業務遂行区域)

第2条 本業務の業務遂行区域は、宮崎市給水区域全域とする。

### (委託業務内容)

第3条 本業務の委託業務内容は、次の各号に掲げるとおりとし「宮崎市上下水道局料金センター仕様書」に定めるものとする。

#### (1) 検針業務

- ・宮崎市上下水道局の設置する水道メーター及び契約に伴う受水槽以下の私設メーター（以下「メーター」という。）を検針し、使用水量を計量する業務（清武町域を除く）。
- ・検針後の再調査とこれに伴う調定作成・更正業務。
- ・下水道使用料算定に必要な申告書を収集する業務。

#### (2) 量水器（水道メーター）管理業務

- ・新規購入、修繕、廃棄、新設出庫（給水装置工事を伴うメーターの入出庫）を除くメーターの出入庫業務（清武町域を除く計量器の検定有効期間満了に伴う交換業務を含む）。
- ・計量器の検定有効期間満了に伴う交換業務は、宮崎市上下水道局給水装置工事事業者（以下「給水装置事業者」という。）の指定を受けた者しか業務を行うことができない。ただし、給水装置事業者の指定を受けていない者は、宮崎市上下水道局の承諾を得て宮崎市に本社を有する給水装置事業者に業務委託することができる。

#### (3) 収納業務

- ・上下水道料金を算定・調定し、収納を管理する業務。
- ・下水道受益者負担金等（下水道事業受益者負担金、下水道事業受益者分担金、修繕料、手数料、その他宮崎市上下水道局が発行した納付書により納付を要するものをいう。以下同じ）の収納を管理する業務。

#### (4) 滞納整理業務

- ・上下水道料金を滞納整理（給水停止業務を含む）する業務（清武町域を除く）。
- ・下水道受益者負担金等を滞納整理する業務。

#### (5) 使用開始・中止（開閉栓）及び受付等の業務

- ・給水装置の使用開始または中止の届出、その他の利用者からの各種届出を受付する業務。
- ・使用開始・中止の届出に伴う開閉栓業務。

#### (6) 上下水道料金システム（電算）処理に関する業務

宮崎市上下水道局料金関連業務を支援するコンピューターシステムによる電子計算処理業務。

#### (7) その他付随する業務

上記の各業務を処理または一括して処理する上で付随するその他の業務。

# 実

## (業務実施期間)

第4条 業務実施期間は、平成23年4月1日から平成26年3月31日までとする。

- 2 契約締結日から業務委託開始日までの期間は移行準備期間とし、当該期間に係る経費等は受託事業者の負担とする。

## (委託料上限額)

第5条 本業務を開始した日から平成26年3月31日までの期間の委託業務に係る委託料の上限額は、1,200,000千円（消費税及び地方消費税に相当する金額を含む。）とする。

## (参加資格)

第6条 プロポーザルに参加できる者は、次の各号に掲げる条件をすべて満たすものとする。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないこと。
- (2) 会社更生法に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法に基づく再生手続開始の申立てがなされていないこと。
- (3) 本件にかかる公告日から契約締結までの間に、入札参加資格停止等の措置を受けていないこと。
- (4) 法人税、消費税及び地方消費税、宮崎市税に滞納がない者であること。
- (5) 個人情報漏えい、滅失、き損又は改ざんの防止、その他個人情報の適正な保護及び管理のために必要な措置を講ずることができる者であること。

## (受託候補者選定方法)

第7条 本業務の受託候補者選定にあたり、プロポーザルによる技術提案及び企画提案の評価を行うため、宮崎市上下水道局内に料金センター業務委託業者選定委員会（以下「選定委員会」という。）を設置し審査を行う。

- 2 選定委員会は、参加事業者から提出された業務提案書・見積書等を総合的に評価し、最高得点者を優先交渉権者として選定する。

## (参加申込及び辞退)

第8条 プロポーザルへの参加申込を希望する事業者（以下「参加申込事業者」という。）は別に定める参加申込書を所定の期限までに提出しなければならない。

- 2 参加申込書の提出方法は、持参又は郵送によるものとする。
- 3 参加申込事業者は、次に定める書類を参加申込書に添付し、宮崎市上下水道事業管理者（以下「管理者」という。）に提出しなければならない。
  - (1) 会社概要関係書類（資本金、所在地、業務内容、社歴等が確認できるもの）
  - (2) 法人税、消費税及び地方消費税、宮崎市税に滞納がないことの証明書
- 4 参加申込事業者は、プロポーザル方式参加辞退届の提出によりプロポーザルへの参加を辞退することができる。

## (資格審査及び審査結果通知)

第9条 選定委員会において、参加申込事業者から提出された参加申込書及び添付書類に基づき、参加申込事業者のプロポーザルへの参加資格を審査する。

- 2 審査の結果、プロポーザルへの参加資格を有すると認められた参加申込事業者に対し管理者は資料の閲覧日時及びこれに対する質問受付期間を記載した参加要請書により、プロポーザルへの参加を要請するものとする。
- 3 審査の結果、参加申込事業者がプロポーザルへの参加資格を有しないと認められる場

# 実

合は、管理者は別に定める参加資格審査結果通知書の送付をもって、プロポーザルへの参加を認めない旨を通知するものとする。

## (資料の閲覧)

第10条 前条第2項の規定により、プロポーザルへの参加要請を行った事業者（以下「参加事業者」という。）に対し、日時を指定し、資料の閲覧を実施するものとする。なお指定日時以外の資料閲覧は認めないものとし、当日参加しなかった場合は、資料閲覧の必要がないと判断したものとみなす。

2 前項の規定による資料の閲覧に際し、宮崎市上下水道局が提供する資料以外の持ち出しは認めない。

3 資料の閲覧において知り得た情報は、他に漏らしてはならないものとする。

## (業務提案書の提出)

第11条 参加事業者は、実施要項及び別に定める募集要領に従い、次に定める項目についての業務提案書及び各資料を作成し、所定の方法により期日までに提出しなければならない。

- (1) 会社概要及び財務状況
- (2) 受託実績
- (3) 業務実施計画及び業務遂行体制
- (4) 検針業務に対する考え方
- (5) 量水器（水道メーター）管理業務に対する考え方
- (6) 収納業務に対する考え方
- (7) 滞納整理（給水停止を含む）業務に対する考え方
- (8) 使用開始・中止（開閉栓）及び受付等の業務に対する考え方
- (9) 上下水道料金システム（電算）処理に関する業務に対する考え方
- (10) その他付随する業務に対する考え方
- (11) 研修体制に対する考え方
- (12) 個人情報保護に対する考え方
- (13) 防災、災害及び緊急時等危機管理に対する考え方
- (14) 雇用計画における地元雇用の方針
- (15) 各営業所地域における業務の考え方
- (16) その他の業務提案

2 プロポーザルに係る各書類の提出場所は宮崎市上下水道局管理部総務課総務係とする。

3 業務提案書等の作成にあたっては、日本語を使用し、日本工業規格 A4 判縦置き横書き左綴りで作成し、袋とじにして 20 部提出するものとする。A3 判を使用する場合は折綴りとする。電子記憶媒体での提出は認めない。

4 業務提案書の内容に参加事業者名及び金額は記載しないものとする。

5 業務提案書に、本業務を開始した日から平成 26 年 3 月 31 日までの 3 年間における参考見積書並びに積算内訳書を添付するものとする。なお、この参考見積書において、明確な根拠のない年度ごとの差異は認めない。

6 業務提案書等作成にかかる費用については、参加事業者の負担とする。

7 業務提案書等の著作権はそれぞれの製作者に帰属するが、プロポーザルの実施上必要な場合は、無断、無償で複製を作成する場合がある。

8 業務提案書の提出期限以降の書類差し替え、追加及び再提出は認めない。ただし、選定委員会が必要と認めるものについては、この限りではない。

9 業務提案書等提出された書類は、返却しないものとする。

# 実

10 業務提案書等提出された書類は、宮崎市情報公開条例等の法令に基づき、公表する場合がある。

(質問の受付等)

第12条 参加事業者は、業務提案書の作成等に係る質問を別に定める質問書により行うことができる。

2 前項に規定する質問は、募集要領に定める方法により、当該要領が定める期限までに行わなければならない。

3 管理者は、参加事業者から前2項に規定する質問を受けた場合は、募集要領に定める方法により、当該質問に対する回答を行うものとする。

4 業務提案書の作成等に係る質問書の提出方法は、電子メールによるものとする。

(プロポーザルの評価基準及び審査)

第13条 評価は、主に業務に対する理解度、説明能力、意欲、業務提案書の的確性、表現力、創造性、実施手順の妥当性、社員配置の妥当性、提案内容の根拠、解析力等を基準とし、審査は選定委員会が行うものとする。

2 審査は、業務提案書の内容等に関するヒアリングを行った後、参加事業者から提出された業務提案書について、別に定める「公募型プロポーザル方式による宮崎市上下水道局料金センター業務委託業者選定基準」に基づき行うものとする。

3 審査は、各参加事業者の業務提案書の各項目について評価及び採点を行い、評価基準総合点が最も高い者を優先交渉権者として選定する。

4 評価基準総合点は、項目ごとに選定委員会委員の評価点数を合計し、その平均点を採用する。小数点以下の端数がある場合は、小数点第2位以下を四捨五入する。

(審査結果の報告)

第14条 選定委員会は、審査結果を管理者に報告しなければならない。

(候補者の決定及び通知)

第15条 管理者は、前条の報告を受け優先交渉権者を決定する。

2 管理者は、優先交渉権者に選定された参加事業者に対し、優先交渉権者に決定された旨を、別に定める選定結果通知書により通知する。

(非選定結果の通知)

第16条 管理者は、優先交渉権者に選定されなかった参加事業者（以下「非選定事業者」という。）に対し、選定されなかった旨を、別に定める非選定結果通知書により通知する。

2 非選定事業者は、管理者に対し、非選定となった理由の説明を求めることができる。なお当該要求は、募集要領に定める方法により、所定の期限までに行わなければならない。

3 管理者は、前項に規定する説明要求があった場合、当該参加事業者の評価点及び順位に限り書面にて交付する。

(委託契約)

第17条 管理者は、優先交渉権者に決定した者と契約金額等契約条件について協議の上、業務委託契約を締結する。

2 業務委託契約の条件等については、業務提案書の内容を基本として、管理者と優先交渉権者との協議により定めるものとする。

# 実

- 3 優先交渉権者は、円滑に受託業務を行うことができるよう、自らの責任において準備を行い、準備に必要な経費を負担するものとする。

(業務提案書の瑕疵)

第18条 プロポーザルに関するすべての提出書類及び申告内容に瑕疵があることが判明したときはその瑕疵について選定委員会で協議の上、参加事業者の取り扱いについて決定するものとする。

- 2 選定委員会は、必要に応じて参加申込事業者に対し、前項の瑕疵についてヒアリングを行うことができる。

- 3 管理者は、第1項に定める瑕疵が重大又は悪質であり、プロポーザルの公正性、公平性を著しく損なう恐れがあると認めた場合は既に決定した事項を取り消すことができる。

(失格要件)

第19条 参加事業者が次の各号に掲げる事由に該当した場合は、審査結果等にかかわらず既に決定した事項を取り消し、失格とすることができる。

- (1) 業務委託契約締結前に入札参加資格停止となった場合。
- (2) 業務提案書の作成に関して不正な行為が認められた場合。

(次順位の繰上げ)

第20条 管理者は、優先交渉権者に委託契約を履行できない事由が生じた場合は、プロポーザルにおいて次順位以下となった参加事業者のうち、評価基準総合点が上位であったものから順に当該業務委託の交渉を行うことができる。

附 則

- 1 この要項は、平成22年6月23日から施行する。
- 2 この要項は、優先交渉権者と本業務委託契約を締結した日をもって廃止する。